佐世保市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) 第77条第1項の規定に基づき、佐世保市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について処理する。
 - (1) 法第77条第1項各号に規定する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関する重要事項その他市長が必要と認める事項

(委員)

- 第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織する。
- 2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援関係者、学識経験者その他 市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職 を離れたときは、委員の職を失うものとする。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の ときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

- 第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を 求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。 (報告)
- 第8条 会長は、審議が終わったときは、速やかにその結果を市長に報告しな ければならない。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部子ども政策課において処理する。

(分科会)

- 第10条 特別な事項を調査審議するため、会長は、子ども・子育て会議に分 科会を置くことができる。
- 2 分科会は、子ども・子育て会議委員の中から、会長が指名する委員で組織 する。
- 3 第5条から前条までの規定は、分科会について準用する。この場合において、「子ども・子育て会議」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と、「前長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(佐世保市附属機関設置条例の一部改正)

2 佐世保市附属機関設置条例(平成8年条例第18号)の一部を次のように 改正する。

第19条の3の次に次の1条を加える。

- 第19条の4 市長の附属機関として、佐世保市子ども・子育て会議を置く。
- 2 佐世保市子ども・子育て会議の組織及び所掌事務については、佐世保市 子ども・子育て会議条例(平成25年条例第22号)の定めるところによ る。